

## ○個人情報保護規則

(平成 17 年 3 月 22 日平成 17 年規則第 2 号)

<b>改正</b>	平成 19 年 3 月 28 日平成 19 年規則第 60 号	平成 19 年 9 月 28 日平成 19 年規則第 104 号
	平成 21 年 3 月 27 日平成 21 年規則第 73 号	平成 22 年 3 月 24 日平成 22 年規則第 62 号
	平成 22 年 6 月 29 日平成 22 年規則第 100 号	平成 23 年 3 月 28 日平成 23 年規則第 86 号
	平成 24 年 3 月 30 日平成 24 年規則第 119 号	平成 25 年 3 月 27 日平成 24 年規則第 74 号
	平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 165 号	平成 27 年 9 月 30 日平成 27 年規則第 234 号
	平成 27 年 12 月 21 日平成 27 年規則第 239 号	平成 28 年 3 月 15 日平成 28 年規則第 4 号
	平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 114 号	平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 76 号
	平成 29 年 5 月 31 日平成 29 年規則第 108 号	平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 30 号
	令和 2 年 3 月 27 日令和 2 年規則第 34 号	令和 3 年 12 月 27 日令和 3 年規則第 138 号
	令和 4 年 12 月 23 日令和 4 年規則第 189 号	令和 5 年 3 月 28 日令和 5 年規則第 52 号
	令和 6 年 3 月 25 日令和 6 年規則第 42 号	

### 目次

第 1 章	総則(第 1 条・第 2 条)
第 2 章	管理体制(第 3 条―第 12 条)
第 3 章	個人情報の取得・利用等(第 13 条―第 27 条)
第 4 章	保有個人情報等の取扱い(第 28 条―第 36 条)
第 5 章	特定個人情報等の取扱い(第 37 条―第 42 条)
第 6 章	情報システムにおける安全の確保等(第 43 条―第 57 条)
第 7 章	電子計算機室等の安全管理(第 58 条・第 59 条)
第 8 章	業務の委託等(第 60 条―第 62 条)
第 9 章	安全確保上の問題への対応(第 63 条―第 65 条)
第 10 章	点検及び監査の実施(第 66 条―第 68 条)
第 11 章	行政機関等匿名加工情報の提供等(第 69 条・第 70 条)
第 12 章	行政機関との連携(第 71 条)
第 13 章	雑則(第 72 条)
	附則

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)に基づき、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、機構の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報保護法第 2 条第 1 項各号に定めるものをいう。

- (2) 要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「施行令」という。)で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (3) 本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (4) 仮名加工情報とは、個人情報保護法第2条第5項第1号又は第2号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (5) 保有個人情報とは、役職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、役職員が組織的に利用するものとして、機構が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「独立行政法人情報公開法」という。)第2条第2項に規定する法人文書(以下「法人文書」という。)に記録されているものに限る。
- (6) 個人情報ファイルとは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (7) 個人情報ファイル簿とは、機構が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ、個人情報ファイルの名称、個人情報ファイルの利用目的、個人情報ファイルに記録される項目その他法令の定める事項を記載した帳簿をいう。
- (8) 匿名加工情報とは、個人情報保護法第2条第6項第1号又は第2号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (9) 行政機関等匿名加工情報とは、個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部(これらの一部に行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。))又は独立行政法人情報公開法第5条に規定する不開示情報(同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。))が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。)を加工して得られる匿名加工情報をいう。
- (10) 個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- (11) 個人番号とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民票コードを变换して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

(12) 特定個人情報とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。)をその内容に含む個人情報をいう。

(13) 個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして施行令で定めるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして施行令で定めるものを除く。)をいう。

(14) 個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

- 2 前項に定める用語のほか、この規則における用語の意義は、個人情報保護法第2条、第16条及び第60条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条の定めるところによる。

## 第2章 管理体制

(個人情報総括保護管理者)

第3条 機構に、個人情報総括保護管理者(以下「総括保護管理者」という。)1名を置き、総務担当理事をもって充てる。

- 2 総括保護管理者は、機構における保有個人情報及び個人番号(以下「保有個人情報等」という。)の管理に関する事務を総括する。

(個人情報副総括保護管理者)

第4条 機構に、個人情報副総括保護管理者(以下「副総括保護管理者」という。)1名を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 副総括保護管理者は、総括保護管理者を補佐する。

(個人情報システム管理者)

第5条 機構に、個人情報システム管理者(以下「情報システム管理者」という。)1名を置き、サイバーセキュリティ規程(平成21年規程第1号)に定める統括情報セキュリティ責任者をもって充てる。

- 2 情報システム管理者は、総括保護管理者を補佐し、保有個人情報等の管理に係る電算機システム及びネットワークの運用に関する事務を統括する。

(部室個人情報保護管理者)

第6条 各部室に、部室個人情報保護管理者(以下「部室保護管理者」という。)1名を置き、当該部室の長をもって充てる。

- 2 部室保護管理者は、当該部室における保有個人情報等の管理に関する事務を統括する。

(課室個人情報保護管理者)

第7条 各課室等に、課室個人情報保護管理者(以下「課室保護管理者」という。)1名を置き、当該課室等の長をもって充てる。

- 2 課室保護管理者は、当該課室における保有個人情報等の管理に関する事務を統括する。保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、サイバーセキュリティ規程に定める当該情報システムの情報システムセキュリティ責任者と連携して、その任に当たる。

3 担当業務において個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う課室(以下「特定個人情報等取扱課室」という。)の課室保護管理者は、当該特定個人情報等を取り扱う職員(以下「事務取扱担当者」という。)並びにその役割を指定する。

4 特定個人情報等取扱課室の課室保護管理者は、各事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

(個人情報保護担当者)

第8条 各課室等に、当該課室等の課室保護管理者が指名する個人情報保護担当者(以下「保護担当者」という。)1名を置き、文書管理規程(平成23年規程第1号)第6条第2項に定める文書管理担当者をもって充てる。

2 保護担当者は、課室保護管理者を補佐し、各課室等における保有個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第9条 機構に、個人情報保護監査責任者(以下「監査責任者」という。)を1名置くこととし、監査部長をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(総合リスク管理委員会情報セキュリティ分科会への諮問)

第10条 総括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定を行うため、リスク管理規則(平成28年規則第6号)第9条、第10条及び別表に定める総合リスク管理委員会情報セキュリティ分科会に諮問することができる。

(役職員研修)

第11条 総括保護管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する役職員に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報及び特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行う。

2 総括保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する役職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な研修を行う。

3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課室等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。

4 課室保護管理者は、当該課室等の役職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

(役職員の責務)

第12条 役職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及び規則等の定めを遵守するとともに、総括保護管理者、副総括保護管理者、情報システム管理者、部室保護管理者、課室保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

### 第3章 個人情報の取得・利用等

(利用目的の特定)

第13条 役職員は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 役職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第14条 役職員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 役職員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以下この章において「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

(6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

(不適正な利用の禁止)

第15条 役職員は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第16条 役職員は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 役職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

- (5) 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。)
- (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第 57 条第 1 項各号に掲げる者その他個人情報保護法第 6 章に規定する個人情報保護委員会に関する規則(以下「個人情報保護委員会規則」という。)で定める者により公開されている場合
- (8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして施行令で定める場合  
(取得に際しての利用目的の通知等)

第 17 条 役職員は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 役職員は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 役職員は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 前 3 項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより機構の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合  
(データ内容の正確性の確保等)

第 18 条 役職員は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第 19 条 役職員は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(学術研究機関等の責務)

第 19 条の 2 役職員は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、個人情報保護法の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(役職員の監督)

第 20 条 総括保護管理者は、役職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該役職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第 21 条 役職員は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第 22 条 役職員は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

(6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)

(7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

2 役職員は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第 16 条第 1 項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)である場合は、この限りでない。

(1) 機構の名称及び住所並びに理事長の氏名

- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
  - (3) 第三者に提供される個人データの項目
  - (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法
  - (5) 第三者への提供の方法
  - (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
  - (7) 本人の求めを受け付ける方法
  - (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項
- 3 機構は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 役職員が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
  - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 機構は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- (外国にある第三者への提供の制限)

第23条 役職員は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条、第26条第1項第2号及び第35条において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについて個人情報保護法第4章第2節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第3項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三



者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 役職員は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 役職員は、個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第24条 役職員は、個人データを第三者(個人情報保護法第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条(第26条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第22条第1項各号又は第4項各号のいずれか(前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第22条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りでない。

- 2 役職員は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第25条 役職員は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第22条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 役職員は、第1項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

- 3 役職員は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第26条 役職員は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この規則において同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第22条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が役職員から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

- (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。
- 2 第23条第3項の規定は、前項の規定により役職員が個人関連情報を提供する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供し」とあるのは、「講じ」と読み替えるものとする。
- 3 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により役職員が確認する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「の提供を受けた」とあるのは、「を提供した」と読み替えるものとする。

(苦情の処理)

- 第27条 役職員は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 2 総括保護管理者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

#### 第4章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

- 第28条 課室保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容(個人識別の容易性(匿名化の程度等)、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。)に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する役職員の範囲権限の内容を、当該役職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。
- 2 アクセス権限を有しない役職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。
- 3 役職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

- 第29条 役職員が、業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、課室保護管理者は、次の各号に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、役職員は、課室保護管理者の指示に従わなければならない。

- (1) 保有個人情報等の複製
- (2) 保有個人情報等の送信
- (3) 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

- 第30条 役職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、課室保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第 31 条 役職員は、課室保護管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

(誤送付等の防止)

第 32 条 役職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の役職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

(廃棄等)

第 33 条 役職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、課室保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第 34 条 課室保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

2 特定個人情報等取扱課室の課室保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備して、当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する。

(外的環境の把握)

第 35 条 保有個人情報が、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 36 条 総括保護管理者は、施行令で定めるところにより、機構が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ個人情報保護法第 74 条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 10 号に掲げる事項その他施行令で定める事項を記載した帳簿を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 個人情報保護法第 74 条第 2 項第 1 号から第 10 号までに掲げる個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして施行令で定める個人情報ファイル

3 第 1 項の規定にかかわらず、総括保護管理者は、記録項目の一部若しくは個人情報保護法第 74 条第 1 項第 5 号若しくは第 7 号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

## 第5章 特定個人情報等の取扱い

(組織体制の整備)

第37条 特定個人情報等取扱課室の課室保護管理者は、次の各号に掲げる組織体制を整備する。

- (1) 事務取扱担当者が取扱いに関する例規等に違反している事実又は兆候を把握した場合の、課室保護管理者及び保護担当者への報告連絡体制
- (2) 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事案(以下「情報漏えい等」という。)の発生又は兆候を把握した場合の、役職員から課室保護管理者、保護担当者、総括保護管理者、副総括保護管理者及び個人情報システム管理者への報告連絡体制
- (3) 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化
- (4) 特定個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制(個人番号の利用の制限)

第38条 特定個人情報等取扱課室の課室保護管理者は、個人番号の利用に当たり、番号法があらかじめ限定的に定めた事務に限定する。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第39条 個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用事務等」という。)を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第40条 個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(特定個人情報等の収集・保管の制限)

第41条 番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(取扱区域)

第42条 特定個人情報等取扱課室の課室保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域(以下「取扱区域」という。)を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。

## 第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第43条 課室保護管理者は、保有個人情報等(情報システムで取り扱うものに限る。以下本条から第50条まで及び第52条から第57条までにおいて同じ。)にアクセスする権限を有する者とその権限の内容を、それぞれの者が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るため、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

2 課室保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第 44 条 課室保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

2 特定個人情報等取扱課室の課室保護管理者は、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。

3 課室保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス状況の監視)

第 45 条 課室保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及び量に応じて、当該保有個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる設定の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

(管理者権限の設定)

第 46 条 課室保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第 47 条 課室保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第 48 条 課室保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずるものとする。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第 49 条 役職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第 50 条 課室保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

2 役職員は、処理する保有個人情報等について、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化(適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等を含む。)を行う。

(入力情報の照合等)

第 51 条 役職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行うものとする。

(バックアップ)

第 52 条 課室保護管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報システム設計書等の管理)

第 53 条 課室保護管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

(端末の限定)

第 54 条 課室保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

(端末の盗難防止等)

第 55 条 課室保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、必要に応じ、端末の固定、執務室の施錠等の措置を講ずるものとする。

2 役職員は、課室保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第 56 条 役職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第 57 条 課室保護管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USB メモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずるものとする。

## 第 7 章 電子計算機室等の安全管理

(入退の管理)

第 58 条 課室保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「電子計算機室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の役職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずるものとする。

2 課室保護管理者は、必要があると認めるときは、電子計算機室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

3 課室保護管理者は、電子計算機室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(電子計算機室等の管理)

第 59 条 課室保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、電子計算機室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

2 課室保護管理者は、災害等に備え、電子計算機室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

## 第 8 章 業務の委託等

### (業務の委託等)

第 60 条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

(1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。この号及び第 5 項において同じ。)の制限又は事前承認等、再委託に係る条件に関する事項。この場合において、委託先との契約書に、再委託に際して再委託先に求める事項は、再委託先が子会社である場合も、同様に求めるべきことを明記すること。

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について、少なくとも年 1 回以上、原則として実地検査により確認する。

3 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号法に基づき機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。

4 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする際には、受託者において、機構が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

5 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第 1 項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが第 2 項の措置を実施する。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

6 個人番号利用事務等の全部又は一部の受託者が再委託をする際には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で、再委託の諾否を判断する。

7 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(匿名化措置)

第 61 条 保有個人情報等を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

(サイバーセキュリティに関する対策の基準等)

第 62 条 個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)第 26 条第 1 項第 2 号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。

#### 第 9 章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第 63 条 保有個人情報等の情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び事務取扱担当者が取扱に関する例規等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った役職員は、速やかに当該保有個人情報等を管理する課室保護管理者及び保護担当者に報告する。

- 2 課室保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行うものとする。
- 3 課室保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を把握し、速やかに部室保護管理者、個人情報システム管理者及び総務課長に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者、副総括保護管理者及び個人情報システム管理者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 前項による報告を受けた総務課長は、速やかに総括保護管理者、副総括保護管理者、個人情報システム管理者、その他事案に係る組織(事案の発生した組織を除く。)の部室保護管理者及び課室保護管理者に通報する。
- 5 総括保護管理者は、前 2 項に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長並びに関係する理事等に速やかに報告するほか、文部科学省に対し、速やかに情報提供を行う。
- 6 課室保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(漏えい等の報告等)

第 64 条 機構は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。



- 2 前項に規定する場合には、機構(同項ただし書の規定による通知をした者を除く。)は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(公表等)

第 65 条 機構が必要があると認めるときは、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、保有個人情報等に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

- 2 公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行う。

#### 第 10 章 点検及び監査の実施

(点検)

第 66 条 課室保護管理者は、各課室等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(監査)

第 67 条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、第 2 章から第 9 章まで及び第 11 章に規定する措置の状況を含む保有個人情報等の状況について、定期的及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告しなければならない。

- 2 監査責任者は、前項の監査を保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、内部監査規程(平成 15 年規則第 3 号)に定めるところにより監査を行う。

- 3 役職員は、必要に応じて実施される外部監査について、必要な資料を提出し、説明を行い、その他外部監査の円滑な実施に協力するものとする。

(評価及び見直し)

第 68 条 保有個人情報等の適切な管理のための措置については、総括保護管理者、課室保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

#### 第 11 章 行政機関等匿名加工情報の提供等

(仮名加工情報の作成及び提供等)

第 69 条 仮名加工情報については、個人情報保護法第 41 条及び第 42 条の規定に基づき適切に対応するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等)

第 70 条 役職員は、個人情報保護法第 109 条から第 123 条までの規定に基づき行政機関等匿名加工情報に関して、提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載、提案の募集、審査、契約の締結、匿名加工情報の作成及び提供等を行い、識別行為の禁止等や取扱いに係る義務を遵守するなど適切に対応するものとする。

#### 第 12 章 行政機関との連携

(所管省庁との連携)

第 71 条 機構は、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成 16 年 4 月 2 日閣議決定)4 を踏まえ、文部科学省と緊密に連携して、その保有個人情報等の適切な管理を行う。

## 第13章 雑則

(規則等の定め)

第72条 開示請求、訂正請求、利用停止請求等の事務処理及び手数料等に関し必要な事項は、別に定める。

2 本規則及び前項に規定する定めのほか、個人情報保護の事務処理に必要な事項は、個人情報保護法、施行令及び総括保護管理者が定めるところによる。

### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則(平成19年3月28日平成19年規則第60号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則(平成19年9月28日平成19年規則第104号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

### 附 則(平成21年3月27日平成21年規則第73号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則(平成22年3月24日平成22年規則第62号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則(平成22年6月29日平成22年規則第100号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

### 附 則(平成23年3月28日平成23年規則第86号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則(平成24年3月30日平成24年規則第119号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則(平成25年3月27日平成24年規則第74号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則(平成27年3月25日平成27年規則第165号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則(平成27年9月30日平成27年規則第234号)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

### 附 則(平成27年12月21日平成27年規則第239号)

この規則は、平成 27 年 12 月 21 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 15 日平成 28 年規則第 4 号)

この規則は、平成 28 年 3 月 15 日から施行し、改正後の個人情報保護規則の規定は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 114 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 76 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 5 月 31 日平成 29 年規則第 108 号)

この規則は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 30 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日令和 2 年規則第 34 号)

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 27 日令和 3 年規則第 138 号)

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 23 日令和 4 年規則第 189 号)

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 28 日令和 5 年規則第 52 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 25 日令和 6 年規則第 42 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。